

日本きのこ学会投稿規程

(令和4年10月25日改定 令和4年11月1日施行)

1. 「日本きのこ学会誌（以下本誌と言う）」は、日本きのこ学会（以下本会と言う）の学術機関誌であり、本会の編集委員会が編集を行う。原則として年1巻、4号を発行する。また、一部を除いて、1年間の猶予期間の後、原則電子版として公開する。
2. きのこの科学・技術ときのこ産業の発展及び会員の交流に資する記事であれば、分野を問わず掲載する。
3. 本誌に掲載される記事の著作権は、掲載が決定された時点で本会に譲渡することを原則とする。
4. 使用する言語は日本語または、英語とする。
5. 本誌へは、会員・非会員を問わず、「8. 原稿の種類」に記した原稿を投稿することができる。ただし、論文、ノート、研究レポートは未発表のものに限る。
6. 原稿は日本きのこ学会誌執筆要領に従って作成する。執筆要領に記載されていないことは、本誌最新号を参考とする。
7. 編集委員会は、会員に有益であると考えられる場合、原稿の種類に関わらず、会員・非会員を問わず原稿を依頼することができる。
8. 原稿の種類
 - (a) 論文 (Regular Paper)：きのこの基礎および応用に関する研究で、新規性（論文の内容が、公知、既発表、または既知のことから容易に導き得るものでないこと）に富み、有用性（論文の内容が、学術的に、または実用的に価値のあること）のあるもの。有用性が極めて高い場合は、新規性はそれほどたかくなくてもよい。
 - (b) ノート (Note)：きのこの基礎および応用に関する研究で、有用性ならびに信頼性（論旨が通っており、結論等を信頼するに十分な根拠が示していること）の高いもの。
 - (c) 研究レポート (Research report)：きのこに関する実測・実験・調査等に基づく資料性に富んだ研究で技術的に、実際に価値のあるもの。
 - (d) 総説 (Review)：きのこの基礎および応用に関する研究で、特定の課題について、その研究を広くかつ客観的に総括、説明したもので、その研究の推移、現状を知るために役立つもの。
 - (e) 茸伝播 (Mushroom propagation)：きのこの学術や産業に有益な情報をまとめたもので、会員に広く公表すべきもの、または、きのこ産業の普及振興に資するもの。
 - (f) きのこと情報：きのこに関する各種学会の開催報告や特許などの技術情報を会員に有益な情報を報告・解説したもの。
 - (g) 会告：本学会から会員へ、集会開催等の周知事項。
 - (h) 学会記事：本法人の理事会、代議員会議事録などを含む会員への周知事項を含むもの。
 - (i) その他：巻頭言、書評、随想など。
 - (j) 広告：会員に有益と思われる宣伝広告。
9. 筆頭著者または責任著者が本会の会員の場合、原則として、広告を除く全ての種類の原稿の掲載料は無料とする。筆頭著者及び責任著者が非会員の場合は、掲載料（1件あたり20,000円）を徴収する。
10. 会員・非会員を問わず、本誌への図・表のカラー掲載については有償（1頁あたり50,000円追加）とする。
11. 論文、ノート、研究レポート及び総説を原則電子版として公開する。電子版への掲載料は、会員・非会員、カラー・モノクロの別を問わず全て無料とする。ただし、電子版のみの掲載は認めない。
12. 広告の掲載料については、団体会員であれば1頁無料（単年度内1号限り）、2頁目から有料（10,000円）、購読会員を除く、その他の会員については1頁あたり10,000円、非会員は1頁あたり50,000円とする。
13. 原則として下記の頁数を超える場合は、掲載料に加え、会員・非会員を問わず、超過頁料（1頁あたり10,000円）を徴収する。
 - (a) 論文：刷り上がり8頁まで
 - (b) ノート：刷り上がり6頁まで
 - (c) 研究レポート：刷り上がり6頁まで
 - (d) 総説：刷り上がり8頁まで
 - (e) 茸伝播：刷り上がり8頁まで
 - (f) きのこと情報：定めない
 - (g) 会告：定めない
 - (h) 学会記事：定めない
 - (i) その他：刷り上がり1頁まで
 - (j) 広告：12項のとおり定める
14. 編集委員会が依頼した原稿の掲載は、会員・非会員別なく、英文校正料、掲載料及び超過頁料を徴収しない。
15. 依頼原稿の場合は、予算の範囲内で、希望する著者に別刷りを無料で贈呈することができる。
16. 原稿の受付は原則、電子メールによる投稿のみとする。原稿ファイル及び必要事項を記入した投稿票（本会ウェブサイトに掲載）を添付した電子メールを編集委員長に送付する。
17. 原稿の受付完了は、編集委員会からの電子メールによる連絡をもって完了とし、返信が無い場合は、著者は、編集委員会に問い合わせるものとし、受付完了までの責任は、著者が追うものとする。

18. 原稿の審査

(a) 編集委員会に投稿された論文、ノート、研究レポートは、編集委員会の指名した2名以上の審査員によって審査し、その意見に基づいて編集委員長が採否を決定する。

また、受理された論文の掲載の順序は編集委員長が決定する。

(b) その他の記事（総説、茸伝播、きのこ情報、会告、学会記事、広告、その他）については、編集委員、理事及びその他の有識者の意見を基に、編集委員長が採否を決定する。

(c) 論文等の内容・文章等について、編集委員長は著者に訂正を、また、疑義のある場合は説明を求めることができる。

(d) 原稿の訂正を求められた著者が3ヶ月以内に訂正原稿を提出しない場合は、原則として原稿は取り下げたものとすることがある。

(e) 原稿の内容が著しく変更されている場合は、新規投稿論文として扱い、改めて採否の審査を行うことがある。

18. 受理された論文中の英文（図表の説明を含む）は、原則として編集委員会が指定する native speaker による校正を行う。校正に関わる費用は著者負担とする。

19. 受理された原稿の著作権は、一般社団法人日本きのこ学会に帰属するものとする。

20. 別刷は、紙媒体による印刷体のみとする。会員・非会員の区別なく購入可（刷り上り原稿の頁で代金設定、50部単位で購入可）。